						ä	決定区分			(根拠規定)条例7条						3		
3 11 1	月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	非開示	不存在	存否心答拒否 1号	2 号	3号	4 5号号	6号号	7号	∞ 号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
	1 H	H31. 1. 25		審査申出案件のうち棄却・却下案件に係る決定書、理由 書(平成28年度から平成30年度決定分116件)	1202	1				1	1		1				(7条2号) 当該事項(申出人の氏名等)は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が個人である場合、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため(7条3号) 当該事項(申出人の名称等)は、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため(7条6号) 税務調査等において収集したこれらの情報(申出人の氏名又は名称等)は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため	

## 表の見方

## <決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

## <(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

## <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。